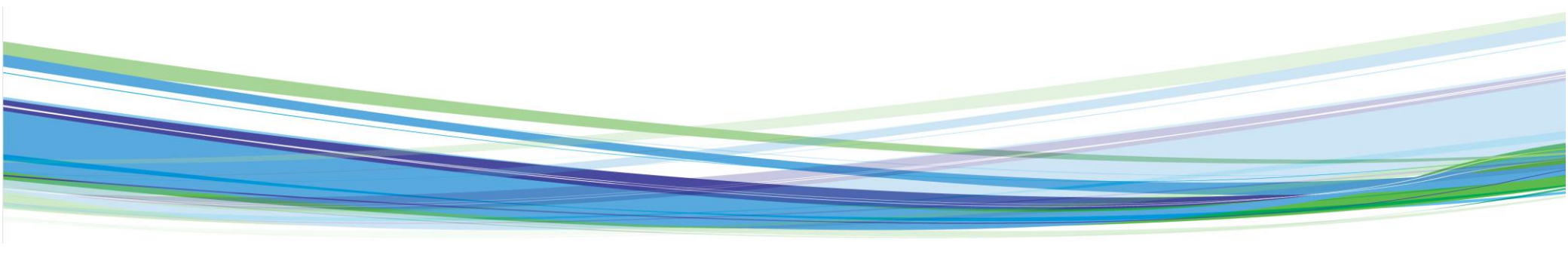




# 資産運用立国の実現

北海道政経懇話会

2024年3月26日（火） 金融庁長官 栗田 照久



はじめに

---

- 「**成長と分配の好循環**」を実現し、我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげていく。
  - 家計が、安定的な資産形成に向け、より多くの資金を貯蓄から投資に向ける。
  - 企業が、その資金を成長投資に回し、企業価値を向上させる。
  - その恩恵が資産所得という形で家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる。
- このため、**家計**、金融商品の**販売会社**、**企業**、**資産運用会社**、**アセットオーナー**など、投資に関与する各主体をターゲットとした取組を進めていく（各主体に向けた取組全体が資産運用立国に向けた取組）。

## 資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）

（今般策定した③に加え、①②も内包）

**販売会社**（銀行・証券）、アドバイザーによる顧客本位の業務運営の確保

### ① 資産所得倍増プラン （2022年11月）

**家計**の安定的な資産形成  
（NISAの抜本的拡充・恒久化や金融リテラシーの向上）

### ③ 資産運用業・アセットオーナーシップ改革

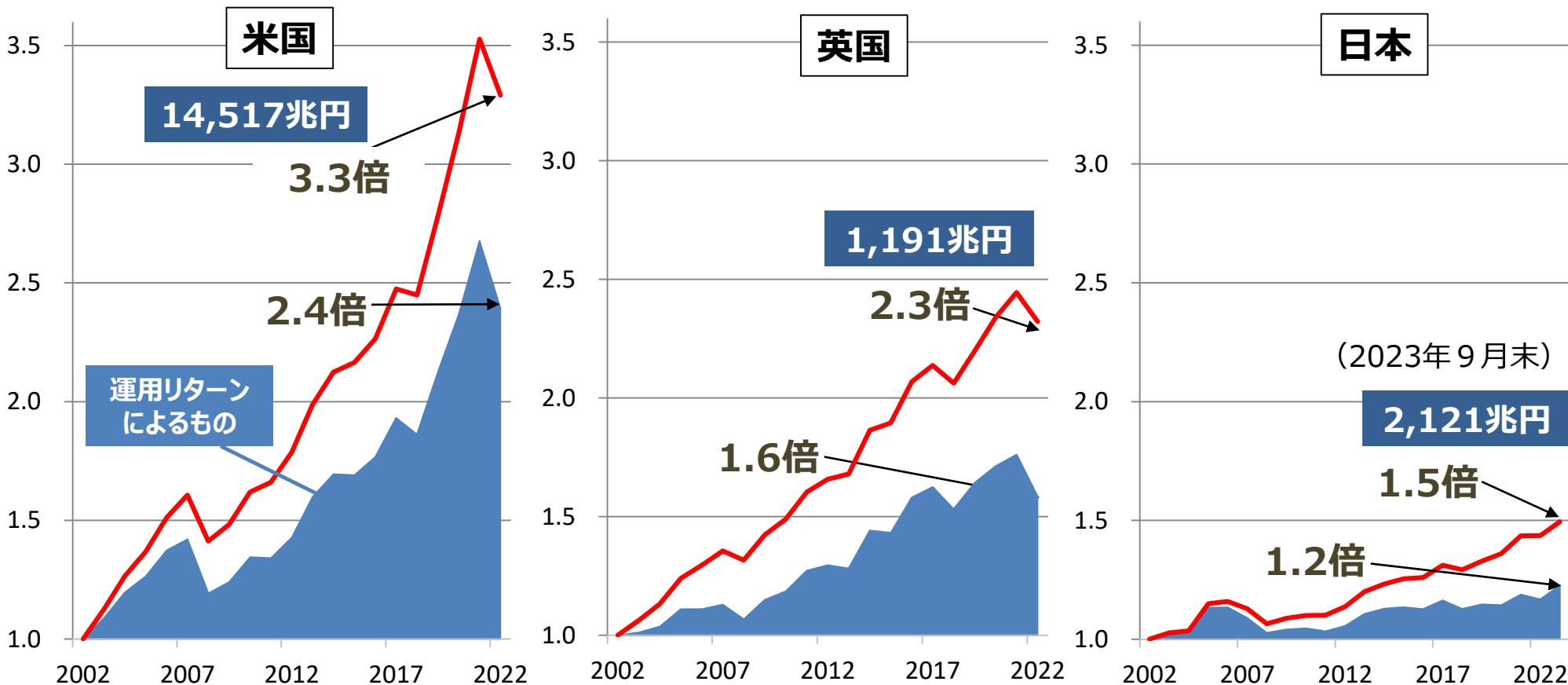
**資産運用業**の高度化や  
**アセットオーナー**の機能強化

### ② コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた アクション・プログラム（2023年4月）

**企業**の持続的な成長  
**金融・資本市場**の機能の向上

# 家計金融資産の推移

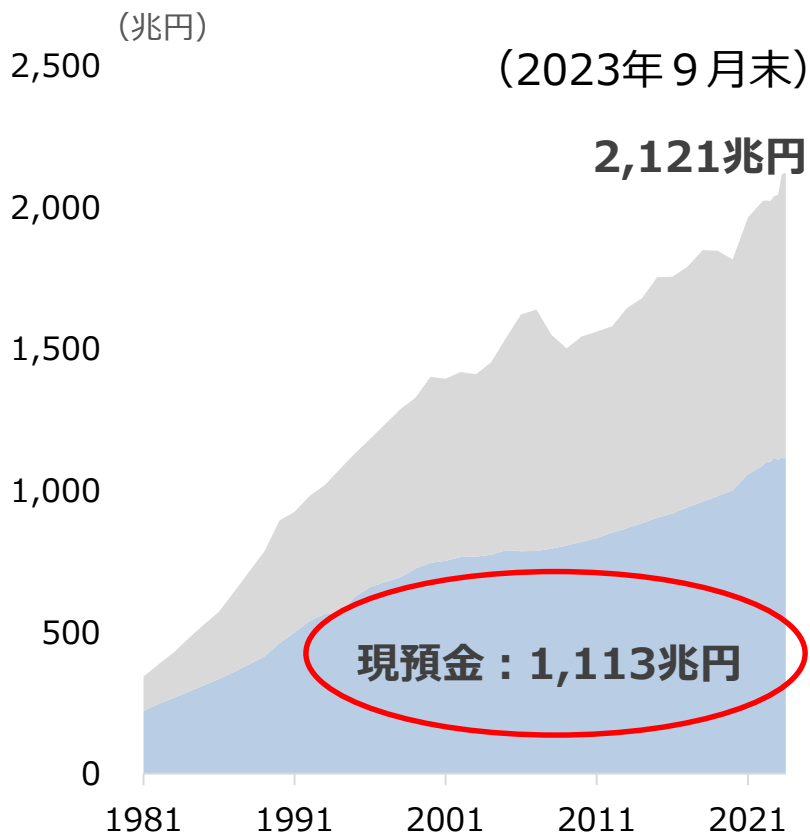
- 米国・英国では、2002年～2022年末の間、家計金融資産が3.3倍、2.3倍へと伸びている。
- 一方、日本では2023年9月までを見ても1.5倍の増加に留まっている。



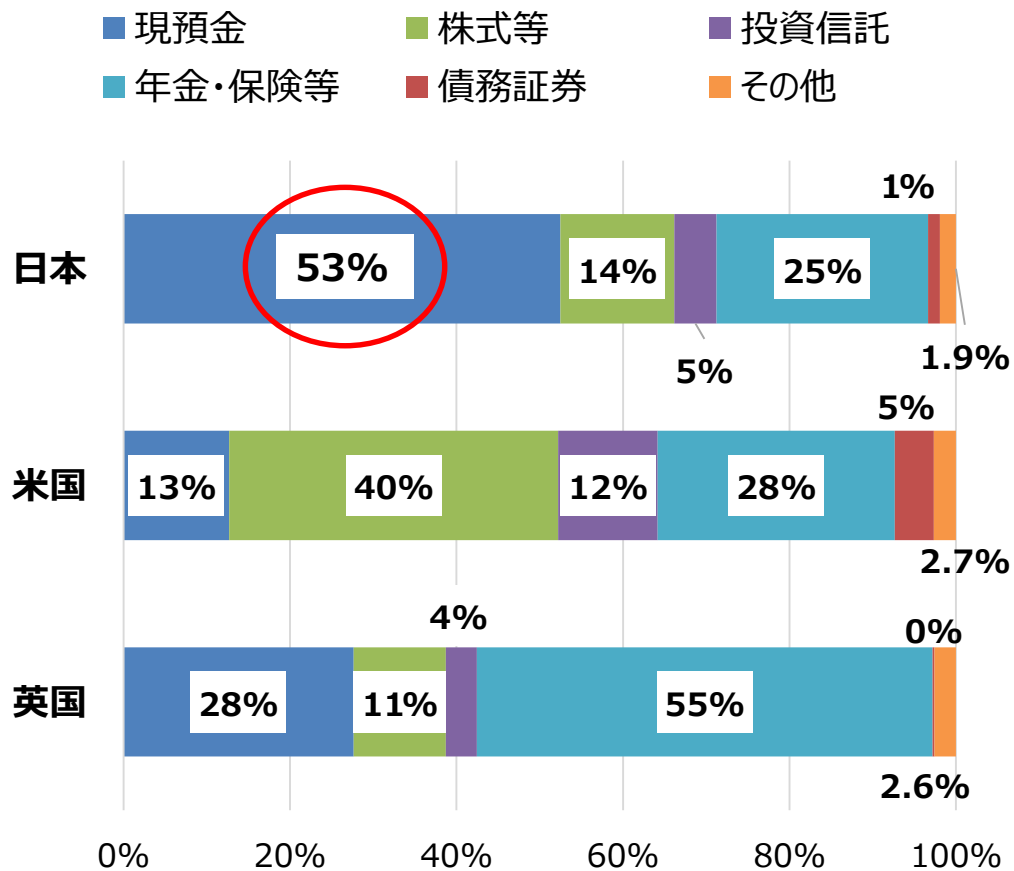
— 家計金融資産の推移  
— うち運用リターンによる家計金融資産の推移

○ 日本では、家計金融資産に占める現預金の割合が大きい。更なる資産運用の伸長の余地がある。

## 家計金融資産と現預金の推移



## 家計金融資産ポートフォリオの各国比較



(出所) 各種資料より金融庁作成。

## 家計に向けた取組

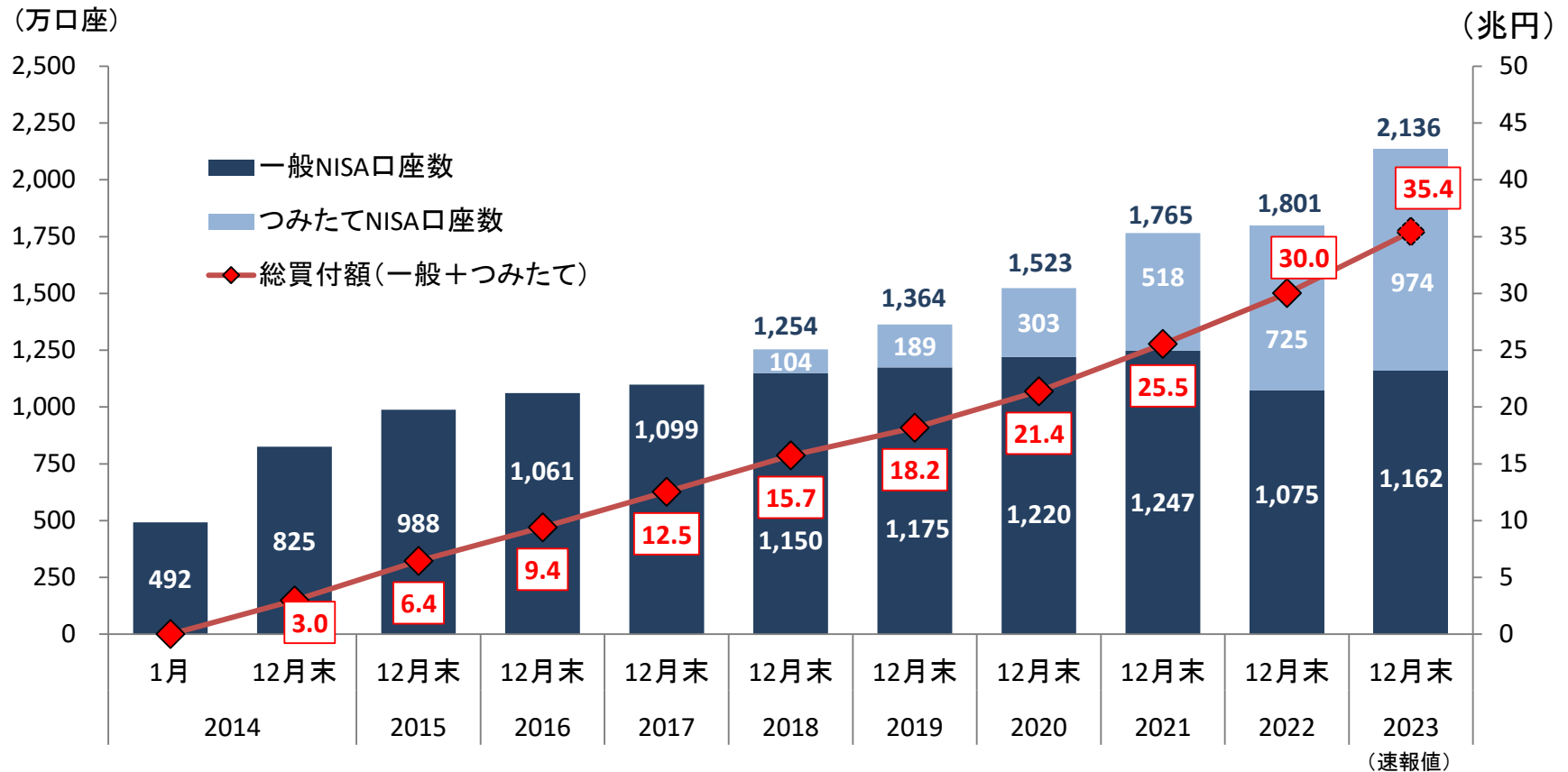
---

- NISA制度を抜本的に拡充、恒久化。**2024年1月から新しいNISAが開始。**
- 新しいNISAは、個々人のライフプランやライフステージに応じて、**若年期から高齢期に至るまで、安定的な資産形成に向け、柔軟にご活用いただける制度。**



	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
非課税保有期間	無期限		無期限
制度 (口座開設期間)	恒久化		恒久化
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円		1,200万円(内数)
	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託		上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上

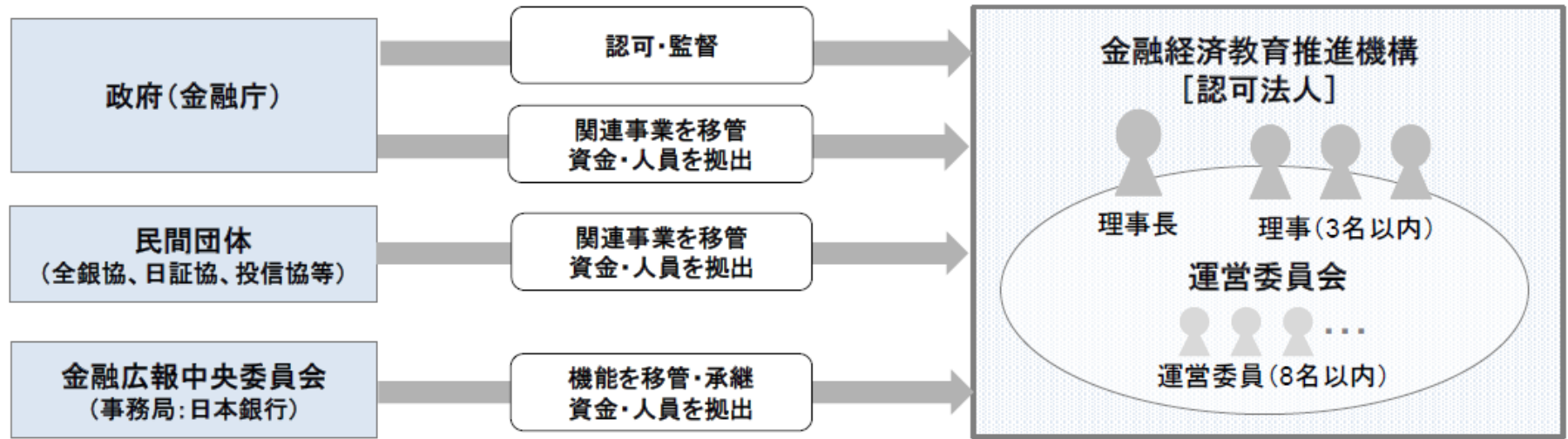
○ NISA口座数は昨年12月末で**2,100万口座を突破**。制度の更なる普及・活用促進に努めていく。



- NISA（一般・つみたて）の口座数は、**2,136万0,056口座**（2022年12月末時点から、約335万口座、18.6%増）
- NISA（一般・つみたて）の買付額は、**35兆4,252億6,242万円**（2022年12月末時点から、約5.4兆円、18.0%増）



- **金融経済教育推進機構**を本年4月に設立し、8月に本格稼働させる予定。
- 国全体として、中立的な立場から金融経済教育を推進。



※ 都道府県金融広報委員会、日証協地区協会、各地銀行協会等の地方組織と連携。

### 【主要な事業】

- 講師派遣事業**
  - 官民一体となって、「学びの場」づくりを強化。
  - 企業の従業員向けセミナーの充実。
  - 学校・教員支援の強化。
- イベント・セミナー事業**
- 個別相談事業**
  - 「家計管理」「生活設計」「資産形成」等に関し、個人の状況に応じたアドバイスを提供。
- 認定アドバイザー事業**
  - 特定の金融事業者・金融商品に偏らないアドバイスを行うアドバイザーを認定・公表・支援。

## I 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向

- 国民の安定的な資産形成は、個々人の幸福や厚生を実現するために不可欠。その支援は、「成長と分配の好循環」や、公正で持続可能な社会の実現にも資する。
- このためには、インベストメント・チェーンの各主体が十分にその機能を発揮する必要。地公体や民間企業と連携し、国全体として総合的に取組を進める必要。
- 取組を進める際には、経済・社会情勢の変化が個人の生活・経済事情に影響を与える点に鑑み、多様な資産形成の在り方に配慮した環境の整備が重要。

## II 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策

### 1 国民の安定的な資産形成の支援に資する制度の整備

- NISAについて、官民連携による積極的な広報を展開。利用者利便の向上等や、利用者保護の観点から金融機関に対するモニタリングを実施。令和9年末時点でNISA口座数3,400万口座、買付総額56兆円を目指す。
- iDeCoについて、拠出限度額の引上げ、加入可能年齢の引上げ等を検討。
- 機構において、顧客の立場に立ったアドバイザーに見える化・支援。

### 2 国民の安定的な資産形成の支援に資する制度の利用の促進

- 顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢の構築について、金融事業者をモニタリング（顧客本位の業務運営の確保）。
- 大手金融機関グループの資産運用ビジネスについて、顧客の最善の利益を勘案した運営体制やガバナンス体制の構築、その実効性確保を促進。日本独自のビジネス慣行や参入障壁を是正するほか、特定の地域において金融・資産運用サービスを集積し、高度化と競争力強化を促進等（資産運用業の改革）。
- アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を策定（アセットオーナーシップの改革）。
- この他、「資産運用立国実現プラン」に着実に取り組む。

### 3 国民の安定的な資産形成の支援に関する教育及び広報

- 令和10年度末を目標に「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」が米国並みの20%となることを目指す。
- 「金融リテラシー・マップ」を参考に、公的制度や消費生活の基礎、金融トラブル等、広範な観点から取り組むことが重要。
- 貯蓄と投資のバランスに留意。安定的な資産形成に有効な長期・積立・分散投資の意義について、普及・啓発。
- 詐欺的な投資勧誘等による被害防止に必要な情報等を提供する仕組みを整備。若年層への金融経済教育を強化。
- 消費者教育や社会保障教育と連携。
- 職場での従業員向け教育の支援や私的年金等に関する広報を展開。
- 学校現場を支援するため、学校や教員研修等への講師派遣や教材提供等を展開。
- 機構において、教育活動を抜本的に拡充するほか、個人の行動変容を促すため、個人が気軽に相談できる環境を整備。

### 4 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究

- 国民の安定的な資産形成の実態等を継続的に把握。地公体や事業主を含め施策の実施状況や国内外の調査研究等に関する情報を収集。
- 国民の安定的な資産形成の支援に関する指標の在り方については引き続き検討。

## III 国、地方公共団体及び民間団体の連携及び協力

- 国、地公体、機構、民間団体等は、本基本方針の施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- 国は、地公体や民間団体と緊密に連携し、国全体の施策を推進。地公体や民間事業者を支援するため、情報提供等に努める。
- 地公体は、国との役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定・実施。住民の身近な行政を総合的に実施する立場から、地域特性に応じた手法や内容により地域住民の安定的な資産形成を支援。
- 企業による雇用者の安定的な資産形成を支援する取組は、従業員エンゲージメントの向上に効果的かつ人的資本の戦略上も重要であるため、事業に支障のない範囲内における国や地公体、機構の取組等への協力を求めつつ、中小企業を含め企業に対して国が支援。

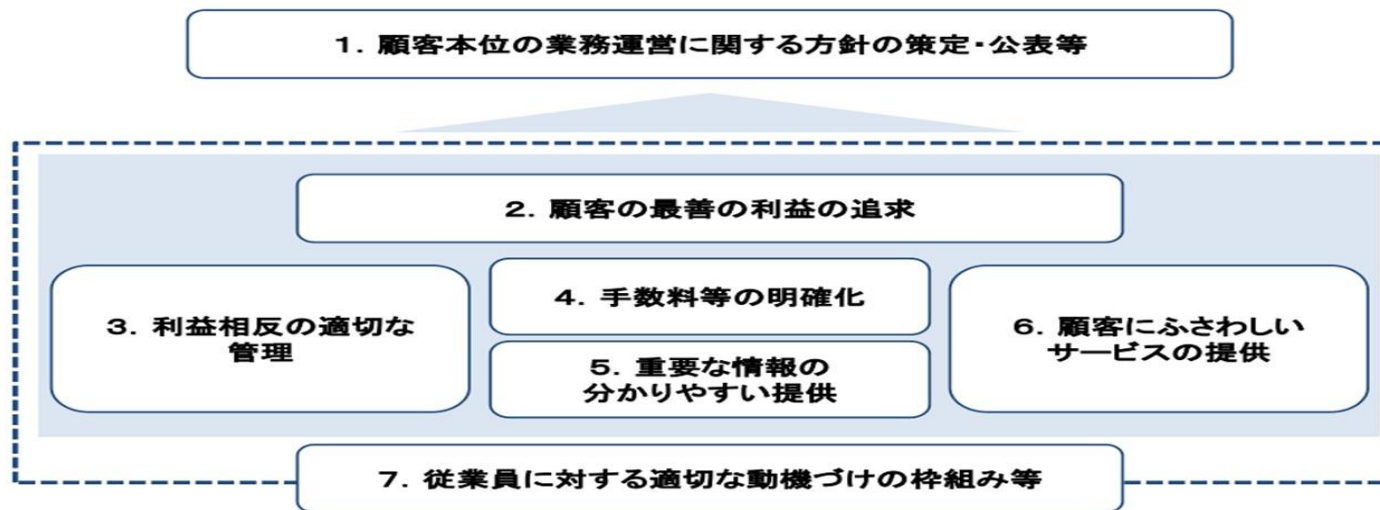
## IV その他重要事項

- 施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、対策を見直し・改善。
- 国民の安定的な資産形成支援に関する状況の変化を勘案し、上記の「検証・評価」を踏まえ、おおむね5年後を目標に、本基本方針の見直しを検討。

## 金融商品の販売会社に向けた取組

---

## 顧客本位の業務運営に関する原則



### 【顧客本位の業務運営】～2023事務年度金融行政方針～

- 金融機関において**顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等**を行う態勢が構築されているかについて**モニタリング**を行う。特に、以下について重点的にモニタリングを行う。
  - ✓ リテールビジネスへの経営陣の関与状況
  - ✓ 顧客本位に基づく持続可能なビジネスモデルの構築状況
  - ✓ 「取組方針」の質の改善と営業現場への定着状況・動機付け
  - ✓ 業界規則等を踏まえた仕組債への対応状況、販売実績や苦情に照らして留意すべき高リスクの金融商品（例えば、仕組債や外貨建一時払保険等）の販売・管理態勢
  - ✓ 実効性ある検証・牽制態勢を含めたPDCAの実践状況
- 金融事業者に対して、顧客の最善の利益を勘案して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を設けるとともに、家計の資産形成において重要な役割を担う企業年金等もその対象に加えることを内容とする、金融商品取引法等の一部を改正する法律案の成立を前提に（第212回国会で成立）、顧客の最善の利益が確保されるよう**モニタリングのあり方について検討**を行う。

## 企業に向けた取組

---

- 我が国企業・経済の成長のため、**我が国企業がより魅力的な投資先となる**ことが重要。
- コーポレートガバナンス改革の趣旨に沿った実質的な対応を一層進展させるため、形式的な体制の整備ではなく、**企業と投資家の建設的な対話**の促進や、**企業と投資家の自律的な意識改革**を促進。

## コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム（2023年4月）

### 企業の中長期的な企業価値向上に向けた主な取組

#### 収益性と成長性を意識した経営

- ・ 資本コストの的確な把握やそれを踏まえた収益性・成長性を意識した経営を促進する。  
（事業ポートフォリオの見直しや、人的資本や知的財産への投資・設備投資など、適切なリスクテイクに基づく経営資源の配分等を含む。）

#### サステナビリティを意識した経営

- ・ 女性役員比率の向上（2030年までに30%以上を目標）等、取締役会や中核人材の多様性向上に向けて、企業の取組状況に応じて追加的な施策の検討を進める。

### 企業と投資家との対話に係る主な取組

#### スチュワードシップ活動の実質化・法制度上の課題の解決

- ・ スチュワードシップ活動における課題（リソース、インセンティブ、アセットオーナーの体制等）の解決に向け、運用機関・アセットオーナー等の取組を促進する。
- ・ 大量保有報告制度における「重要提案行為等」「共同保有者」の範囲・実質株主の透明性・部分買付けに伴う少数株主保護のあり方について検討を進める。

- 東証は、23年3月に、プライム・スタンダード市場上場企業に対して、「**資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応**」を要請。

### 現状分析

- 自社の資本コストや資本収益性を的確に把握
- その内容や市場評価に関して、取締役会で現状を分析・評価

### 計画策定・開示

- 改善に向けた方針や目標・計画期間、具体的な取組みを取締役会で検討・策定
- その内容について、現状評価とあわせて、投資者にわかりやすく開示

### 取組みの実行

- 計画に基づき、資本コストや株価を意識した経営を推進
- 開示をベースとして、投資者との積極的な対話を実施

毎年（年1回以上）、進捗状況に関する分析を行い、開示をアップデート

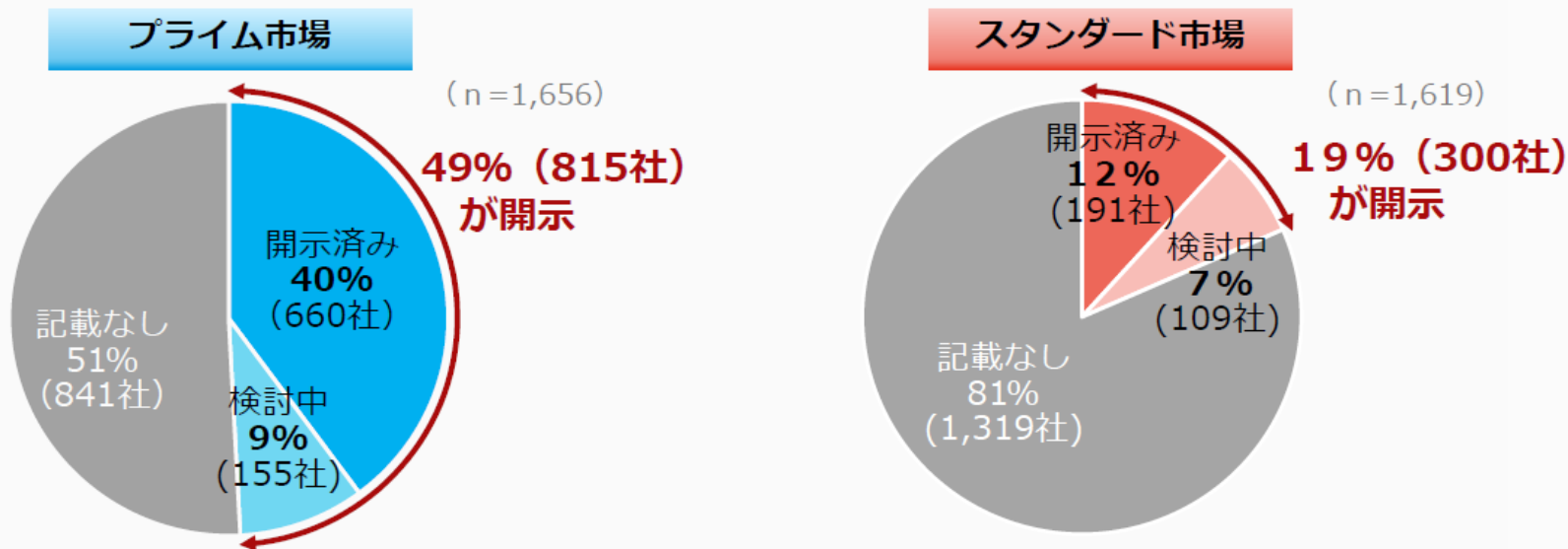
## 「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示状況



◆ 「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」について、**2023年12月末時点で、プライム市場の49%（815社）、スタンダード市場の19%（300社）が開示**（検討中を含む）

➤ プライム市場3月期決算企業に限ると、**59%（673社）が開示**（検討中を含む）（2023年7月時点の31%から倍近くまで増加）

注：2023年12月末時点で直近に提出されているコーポレートガバナンス報告書において、所定のキーワードを記載している会社を集計



- ⇒ 開示企業数には一定の進捗が見られており、東証では、引き続き、検討・開示を行う企業数の増加に取り組む
- ⇒ あわせて、株主・投資者の視点から、各企業の取組みがブラッシュアップされていくことが重要であり、東証では、今後、投資者の視点を踏まえた対応のポイントや、投資者の高い支持が得られた取組みの事例の公表等を通じて、上場会社における実効的な取組みの検討・実施をさらに促進していく

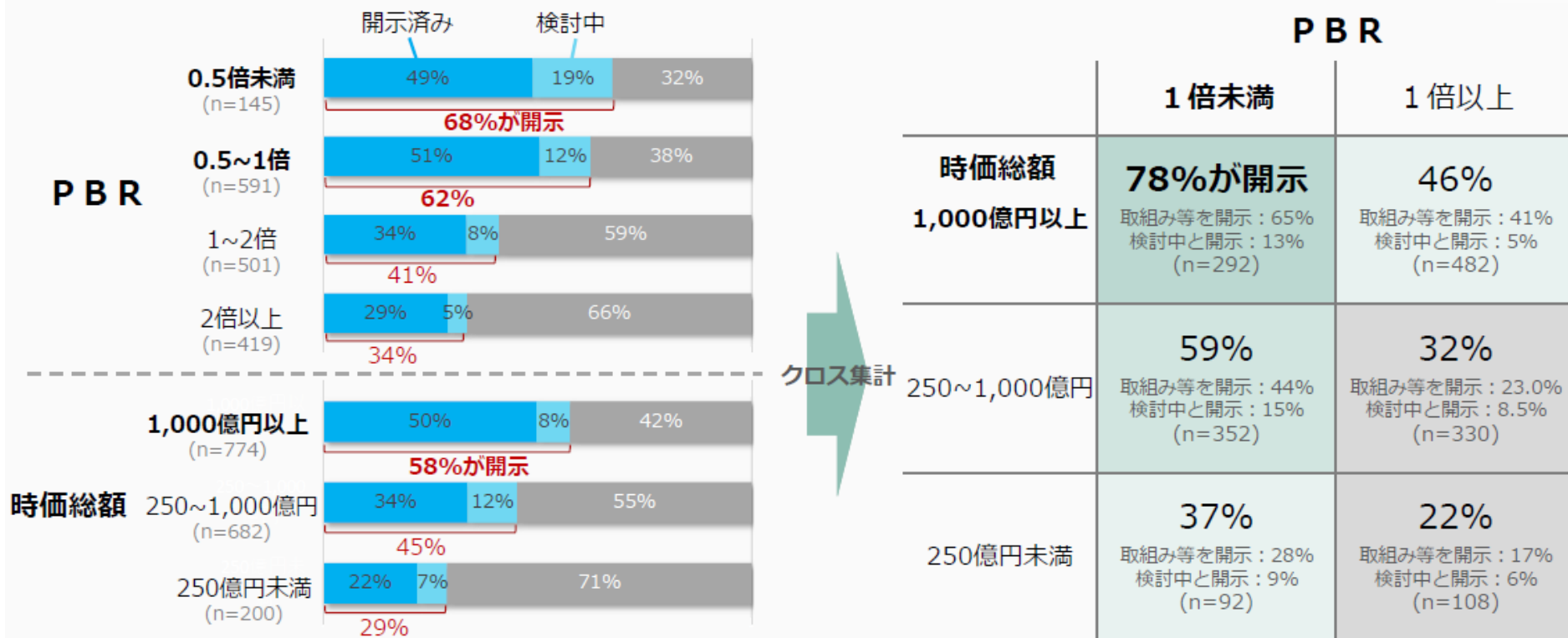


## P B R / 時価総額水準別の開示状況（プライム市場）（2023年12月末時点）



◆ 引き続き、P B Rが低い企業/時価総額が大きい企業ほど開示が進展

- P B R 1 倍未満かつ時価総額 1,000 億円以上のプライム市場上場会社では、78%が開示（検討中を含む）
- 一方で、P B Rが高い企業/時価総額が小さい企業では、開示に進捗は見られるものの、引き続き、相対的に開示が進んでいない状況



## 資産運用業に向けた取組

---

## 1. 資産運用業の改革

- 大手金融グループにおいて、**資産運用ビジネスの経営戦略上の位置づけ**のほか、**運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプラン**を策定・公表
- 資産運用会社が金融商品の品質管理を行う**プロダクトガバナンスに関する原則**の策定
- **日本独自のビジネス慣行や参入障壁**の是正（投資信託の基準価額に関する一者計算の促進など）
- **金融・資産運用特区**の創設
- **新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）**の策定・実施 ※ EMP : Emerging Managers Program

## 2. アセットオーナーシップの改革

- アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（**アセットオーナー・プリンシプル**）の策定
- **企業年金の改革**（資産運用力の向上、共同運用の選択肢の拡大、加入者のための運用の見える化の充実など）

## 3. 成長資金の供給と運用対象の多様化

- **スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進**
- **オルタナティブ投資やサステナブル投資などを含めた運用対象の多様化**

## 4. スチュワードシップ活動の実質化

- PBR等を意識した**企業による計画策定・開示・実行の取組**について、**東証と連携しフォローアップ**
- 機関投資家と企業との対話の促進等のための**大量保有報告制度等の見直しを含む実質的なエンゲージメント**の取組の促進

## 5. 対外情報発信・コミュニケーションの強化

- 世界の投資家のニーズに沿った形で資産運用業の改革を進めていくための**資産運用フォーラムの立ち上げ**

➡ 内閣官房等において、上記施策の**進捗状況を2024年6月目途に確認**。

## 銀行

1	中国工商銀行	中
2	中国建設銀行	中
3	中国農業銀行	中
4	中国銀行	中
5	JPモルガンチェース	米
6	バンク・オブ・アメリカ	米
7	三菱UFJ FG	日
8	HSBC	英
9	BNPパリバ	仏
10	クレディ・アグリコル	仏
11	シティバンク	米
12	中国郵政儲蓄銀行	中
13	三井住友FG	日
14	みずほFG	日
15	交通銀行	中
16	ウェルズ・ファーゴ	米
17	サンタンデール	西
18	パークレイズ	英
19	ゆうちょ銀行	日
20	UBS	瑞

(出所) S&P World Global Market Intelligence "The world's 100 largest banks, 2023".より金融庁作成 (2023年時点の総資産額の順位)

## 保険

1	アリアンツ	独
2	パークシャーハサウェイ	米
3	プルデンシャル	米
4	中国平安保険	中
5	中国人寿保険	中
6	アクサ	仏
7	リーガル&ジェネラル	英
8	メットライフ	米
9	日本生命	日
10	マニュライフ	加
11	ゼネラル	伊
12	AIG	米
13	LIC	印
14	日本郵政 (かんぽ生命)	日
15	CNP	仏
16	第一生命	日
17	エイゴン	蘭
18	クレディ・アグリコル	仏
19	グレート・ウェスト・ライフ	加
20	アビバ	英

(出所) AM Best. "World's Largest Insurers".より金融庁作成 (2021年時点のネットの非銀行資産額の順位)

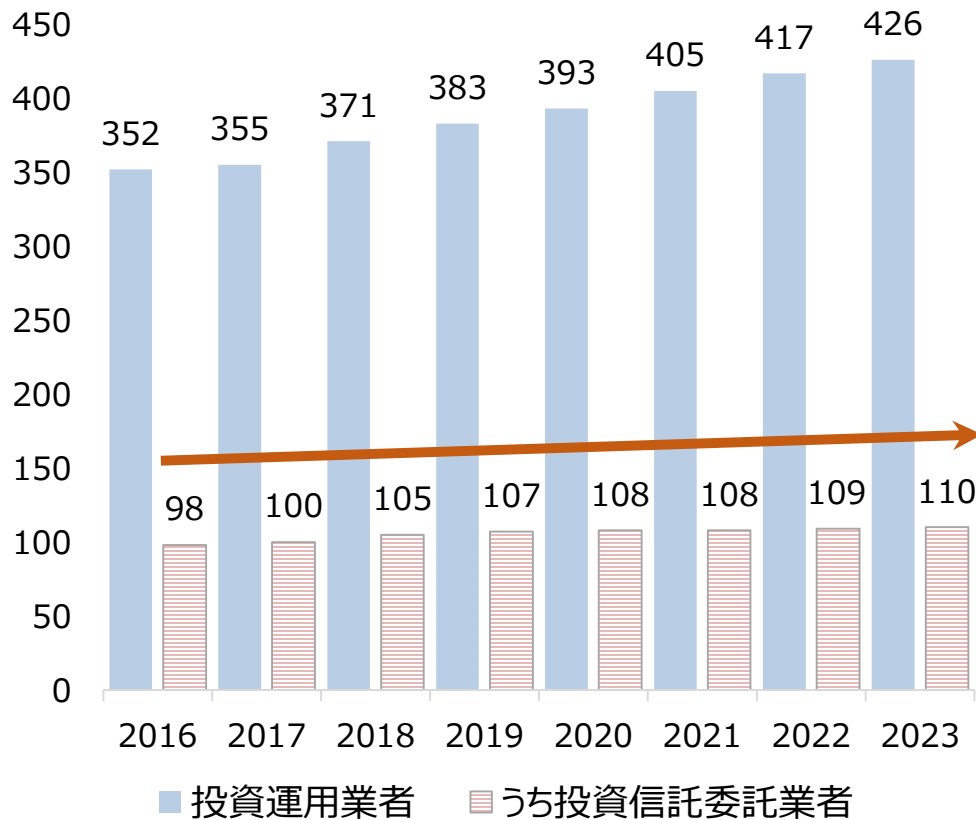
## 資産運用

1	ブラックロック	米
2	バンガード	米
3	フィデリティ	米
4	ステート・ストリート	米
5	JPモルガンチェース	米
6	アリアンツ	独
7	キャピタル	米
8	ゴールドマン・サックス	米
9	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	米
10	アムンディ	仏
11	UBS	瑞
12	リーガル&ジェネラル	英
13	プルデンシャル	米
14	ティー・ロウ・プライス	米
15	インベスコ	米
16	ノーザン・トラスト	米
17	フランクリン・テンプレートン	米
18	モルガンスタンレー・インベストマネジメント	米
19	BNPパリバ	仏
20	ウエリントン	米

(出所) WTW(ウイリス・タワーズワトソン) The world's largest 500 asset managersより金融庁作成 (2021年末時点の運用資産額の順位)

○ 日本の資産運用会社の新規参入は限定的。海外と比較して数も少ない。

## 資産運用会社数の推移



## 家計金融資産と資産運用会社数

	家計金融資産額 (兆円)	資産運用会社数 (社)
米国	14,517	15,114
香港	458	2,106
シンガポール	212	1,175
英国	1,191	1,100
フランス	909	708
ドイツ	1,087	607
日本	2,115	426

(出所) 各種資料より金融庁作成

- 大手金融グループに対し、①グループ内の資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付け、②運用力向上、③ガバナンス改善・体制強化を図るためのプランの策定・公表を要請。これまで、14の金融グループ等\*が公表（24年2月末時点）。

※ 三菱UFJ、三井住友、みずほ、三井住友トラスト、りそな、野村、大和、日本生命、第一生命、住友生命、明治安田、ゴールドマンサックス、ブラックロック、JPモルガン

## ① 経営戦略上の位置付け

- 多くのグループが、資産運用業を成長・注力分野として、グループ内の他の事業・機能（銀行・証券等）と並ぶ柱として位置付け。同時に、グループ総合力（運用と他機能の一体的な運用）を強調する社も多い。

## ② 運用力向上

- 運用対象・戦略の拡充（特に、オルタナティブ分野、アクティブ運用）と、その実現に向けた、グループ内外の運用知見の活用（新興を含む外部運用会社等との提携・出資・買収等）、人材の確保・育成（採用：専門コース設定・中途採用、育成：海外トレーニー派遣、人事・処遇：中長期の業績に連動した報酬体系）等。

## ③ ガバナンス改善・体制強化

- プロダクトガバナンスの強化（運用商品のレビュー、運用体制の開示等）、経営トップ選任プロセスの透明化（選任方針の明確化、専門会議等を通じた選任等）、独立社外取締役等の外部目線の活用等。

- 「金融・資産運用特区」において、国内・海外の金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じて、海外の投資資金も取り込み、スタートアップなどの成長分野へ十分な資金が供給される環境を実現する。
- このため、金融庁と意欲ある地域が協働し、関係省庁と連携しつつ、金融・ビジネス・生活環境関連の規制改革や英語対応等の行政サービスの充実など必要な支援を実施し、金融・資産運用サービスの集積・拡充と成長分野の発展を目指す。

## I 国の支援

### 1 金融・資産運用サービスの集積・拡充に資する支援

- ① 規制緩和・規制特例措置（金融関連、ビジネス・生活環境等関連）
- ② 行政サービスの充実（英語対応等）

### 2 成長分野（スタートアップ等）に関する支援

- ① 規制特例措置
- ② その他の支援

## II 地域の主体的な取組

### 1 金融・資産運用サービスの誘致・拡充に向けた取組

- ① ビジネス・生活環境の整備、税財政面その他の支援
- ② 行政サービスの充実（英語対応等）

### 2 金融・資産運用の投資対象として一体的に推進する成長分野（スタートアップ等）の支援

## 今後の流れ

**令和6年1月～**：自治体からの提案を募集（⇒4地域（東京、大阪、福岡、札幌）から提案書の提出あり）。金融庁を中心に、関係省庁・自治体の検討体制を構築。

**令和6年夏頃**：具体的な支援策等を盛り込んだ「金融・資産運用特区」のパッケージを公表。

**(ご参考) 札幌市からのご提案**



- 国は、カーボンニュートラル実現と産業競争力強化・経済成長を共に達成していくため、今後10年間で150兆円超ともいわれるGXの官民投資を実行するとしています。
- 北海道には、国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルがあり、洋上風力、水素、蓄電池、海底直流送電網といったインフラ投資を今後加速的に進めていく必要があります。
- また、データセンターや半導体産業の集積を背景に、多様性のある広大な大地を有効に活用した、AIに関する実証・実装の先進地となるポテンシャルを有しています。
- 札幌は、都市と自然が調和した世界でも類を見ない魅力的な街です。充実した都市基盤や大学等の研究機関の集積など優れたビジネス環境を有し、夏は爽やかで過ごしやすく、食料自給率223%(都道府県1位)を誇る大自然が育んだ安全で美味しい「食」、世界有数のパウダースノーなどが暮らしを彩ります。
- この、国内随一のGXポテンシャルと世界を魅了する札幌の街の魅力を活かし、「GX 金融・資産運用特区」を活用しながらGX産業のサプライチェーン構築・雇用創出を図るとともに、新技術やイノベーションを生み出すスタートアップの創出・育成を進め、世界中から、資産運用会社等の金融機能を北海道・札幌に呼び込みます。
- こうした取組を通じて、北海道・札幌は、日本の再生可能エネルギー供給基地、そして、世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積する、アジア・世界の「金融センター」を実現します。

## 我が国のGXをリードする北海道① 「8つのGXプロジェクト」

北海道の再生可能エネルギーのポテンシャルは全国随一。  
この再エネポテンシャルを背景に、北海道ではGX投資に向けた  
様々な取組が動きはじめています。

## 洋上風力関連産業

- ・ 5カ所が「有望区域」に選定
- ・ 2カ所が（浮体式）が「準備区域」に整理
- ・ 全国の洋上風力案件形成目標45GWのうち、1/3の15GWが北海道



## 海底直流送電

- ・ 日本海ルート200万KWについては、2030年度を目指して整備（GX基本方針）

## 蓄電池

- ・ 再生可能エネルギーによる発電の需給調整や地域マイクログリッドの形成で活用
- ・ 製造設備の立地促進
- ・ 産業用や家庭用蓄電池の導入拡大

## 次世代半導体

- ・ ラピダス社の立地決定  
総額5兆円規模の投資が見込まれる  
(同社による)



## 電気及び水素運搬船

- ・ 電気運搬船建造中のPower X社と室蘭市と苫小牧港管理組合が連携協定締結

## SAF

- ・ 本邦エアラインにおいて2030年まで導入割合10%を目標
- ・ 苫小牧市で国内唯一のCCS大規模実証実験が実施され、SAFを含めた合成燃料を生成
- ・ 政府専用機での活用促進



## データセンター

- ・ 国が九州とともに北海道をデジタルインフラ整備の中核拠点として位置づけ
- ・ これまで44箇所のデータセンターが立地（道庁調べ）
- ・ ソフトバンクの苫小牧への立地決定
- ・ AIに関する実証・実装促進地域の全道展開



## 水素

- ・ 大都市圏の札幌エリアや、産業集積地での需要拡大も期待
- ・ 国が水素基本戦略に掲げた水素・アンモニア大規模供給拠点の一つとなることを目指す
- ・ 電解質膜等関連製造設備の立地促進



## ◆取組のポイント

- ①国内随一の再エネポテンシャルを最大限に活用した、**GX産業の集積と金融機能の強化集積**。
- ②GX事業情報や投資情報等を集約し、事業者と投資家を結びつける**GX情報に関するプラットフォーム「(仮称) Sapporo-Hokkaido Green Hub」**を構築。
- ③新技術やイノベーションを生み出す「**スタートアップの創出・育成**」、GX産業を支える「**人材確保・人材育成**」を強化。
- ④北海道の多様性のある広い大地を有効に活用し、「**AIに関する実証・実装促進地域**」を設定。

## ◆特区における取組一覧

国への提案	地元の主体的な取組		
<p style="text-align: center;">国際競争力ある制度やルールの構築</p>	<p style="text-align: center;">快適なビジネス環境の整備</p>	<p style="text-align: center;">魅力溢れる生活環境の整備</p>	<p style="text-align: center;">誘致活動・情報発信の強化 スタートアップ・人材育成の強化</p>
<p>○<b>規制緩和等(国)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働投融資の推進等 (事業自体の価値を担保化する制度の創設等)</li> <li>・行政手続の英語対応 (会社設立時の各種手続きの英語化)</li> <li>・GX産業集積 (水素の貯蔵上限緩和等)</li> <li>・スタートアップの創出・育成強化 (スタートアップビザ、事業所確保要件の緩和等)</li> </ul> <p>○<b>税制優遇等(国税)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機能の強化集積 (GXスタートアップへの出資に係る税制優遇等)</li> <li>・GX産業集積 (GX事業の設備投資に係る税制優遇等)</li> </ul> <p>○<b>整備・支援等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GX産業集積 (水素ステーション保安検査の簡略化等)</li> <li>・AI活用 (自動運転実装に向けた社会的ルール整備等)</li> </ul> <p>○<b>国の支援機関の設置等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GX推進機構の一部機能の札幌移転</li> <li>・拠点開設サポートオフィスの札幌開設</li> <li>・デジタル行財政改革会議 AI北海道会議の設置</li> </ul>	<p>○<b>規制緩和等(札幌市)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続の英語対応 (住民登録・住民票、印鑑登録・印鑑証明書の英語化)</li> </ul> <p>○<b>税制優遇等(市税)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機能の強化集積 (札幌初進出の金融系外国企業への税制優遇等の検討)</li> <li>・GX産業集積 (札幌市でGX事業を行う法人への税制優遇等の検討)</li> </ul>	<p>○<b>インターナショナルスクール誘致、新たな国際バカリア(海外大学でも通用する国際教育プログラム)導入校の設置検討</b></p> <p>○<b>キャッシュレス化の促進</b> (タッチ決済による地下鉄乗車実験)</p> <p>○<b>外国人の安全・快適な移動に資する案内サイン等の充実</b></p>	<p>○<b>海外資産運用会社等の誘致強化</b> (誘致体制の拡充等)</p> <p>○<b>GX事業を行う企業の誘致強化・ビジネスマッチング拡充</b> (道市共同トップセールス実施等)</p> <p>○<b>スタートアップの創出・育成強化、ビジネスマッチング拡充</b> (GX分野のネットワークを有するマネージャーの配置等)</p> <p>○<b>GX情報プラットフォーム</b> [(仮称)Sapporo-Hokkaido Green Hub]構築</p> <p>○<b>人材確保・人材育成の強化</b> (産業、商工・中小事業者、金融機関、学生それぞれに向けた普及啓発・情報発信)</p> <p>○<b>GX、環境金融関連の国際会議・イベント等による情報発信強化</b></p>
	<p>○<b>ビジネス・暮らしの英語ワンストップ相談窓口の開設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英語でビジネス及び従業員の暮らしに関する相談対応</li> <li>・英語対応専門の士業確保</li> <li>・各種手続きの代行サービス</li> <li>・英語対応可能な保育、教育、病院等の情報提供</li> </ul>		
	<p>○<b>高機能オフィス確保</b> (容積率緩和等による整備誘導等)</p> <p>○<b>丘珠空港のビジネスジェット利用促進</b> (国内外の空港調査等)</p> <p>○<b>諸外国から新千歳空港への直行便の拡充</b></p>		

- 新興運用業者は、マネジャー個人としては過去の運用実績（トラックレコード）があっても、新たに興じた会社としては実績がないため、シードマネーを獲得することが難しいといった指摘がある。
- **官民が連携して新興運用業者に対する資金供給の円滑化を図る**ための取組を実施。

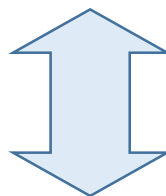


- 金融機関に、**新興運用業者の積極的な活用**※や、**単に業歴が短いことのみによって排除しないこと**を要請。金融機関等の**取組事例を把握・公表**。
- アセットオーナー・プリンシプル（後述）において、受益者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行する観点から、運用委託先の選定における新興運用業者の取扱いについて盛り込む。
- 官民連携の下で、金融機関・アセットオーナーに**新興運用業者を一覧化したリスト（エントリーリスト）**を提供。
- 運用業者が**ミドル・バックオフィス業務を外部委託**すること等により、運用に専念できるよう**規制緩和**を実施。

※ 複数の金融グループにおいて、独自の新興運用業者促進プログラムを設け、新興運用業者への資金供給の拡大を計画する動きあり。

新規に日本に参入する海外の資産運用会社等

“英語対応”



“ワンストップ”

### 拠点開設サポートオフィス

(金融庁・財務局合同で立ち上げ)

金融庁

財務局

新規参入に係る相談受付  
登録審査／登録申請書の受付  
登録後の監督業務  
海外事業者への広報・プロモーション活動

### 累計 35件 登録完了

(24年2月末現在)

(内訳)

- ・ 助言代理業 : 22件
- ・ 投資運用業 : 5件
- ・ 二種業 : 6件
- ・ 一種業 : 2件
- ・ 海外特例 : 1件

※ 同一業者が複数の登録を受けている場合があり、案件数の合計と内訳は一致しない。

## アセットオーナーに向けた取組

---

# アセットオーナー・プリンシプル

- アセットオーナーは、受益者の最善の利益を追求する観点から、運用目的に基づき目標を定め、その実現のために運用委託先を厳しい眼で見極める必要。
- アセットオーナーの範囲は、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドなど幅広く、課題もそれぞれであるが、共通して求められる役割があると考えられる。
- このため、アセットオーナーに係る共通の原則（**アセットオーナー・プリンシプル**）を本年夏目途に策定。

アセットオーナー	種別	所管省庁	資産規模	実施主体数	スチュワードシップ・コード受入表明
年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）	年金	厚生労働省	200.1兆円	—	○
国家公務員共済組合連合会（KKR）	年金	財務省	9.2兆円	—	○
地方公務員共済組合連合会	年金	総務省	28.7兆円	—	○
日本私立学校振興・共済事業団	年金	文部科学省	4.6兆円	—	○
企業年金連合会（PFA）	年金	厚生労働省	12.2兆円	—	○
国民年金基金連合会	年金	厚生労働省	4.6兆円	—	○
企業年金（DB）	年金	厚生労働省	66.2兆円	11,545	62
独立行政法人中小企業基盤整備機構	年金	経済産業省	11.1兆円	—	○
独立行政法人勤労者退職金共済機構	年金	厚生労働省	6.4兆円	—	○
生命保険会社	保険	金融庁	408.3兆円	42	20
損害保険会社	保険	金融庁	29.5兆円	33	4
国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）	大学等	文部科学省	10.0兆円	—	○
国立大学法人・大学等を設置する学校法人	大学等	文部科学省	N/A	N/A	1

## 資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）要旨

- 企業年金は、公的年金の上乗せの給付を保障し、高齢期により豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たしている。また、人への投資の一環としても、その役割は重要。
- 企業年金が、こうした役割を最大限に発揮し、加入者等の利益を最大化するためには、企業年金においても運用力の向上に向けた取組を進めていくことが重要。

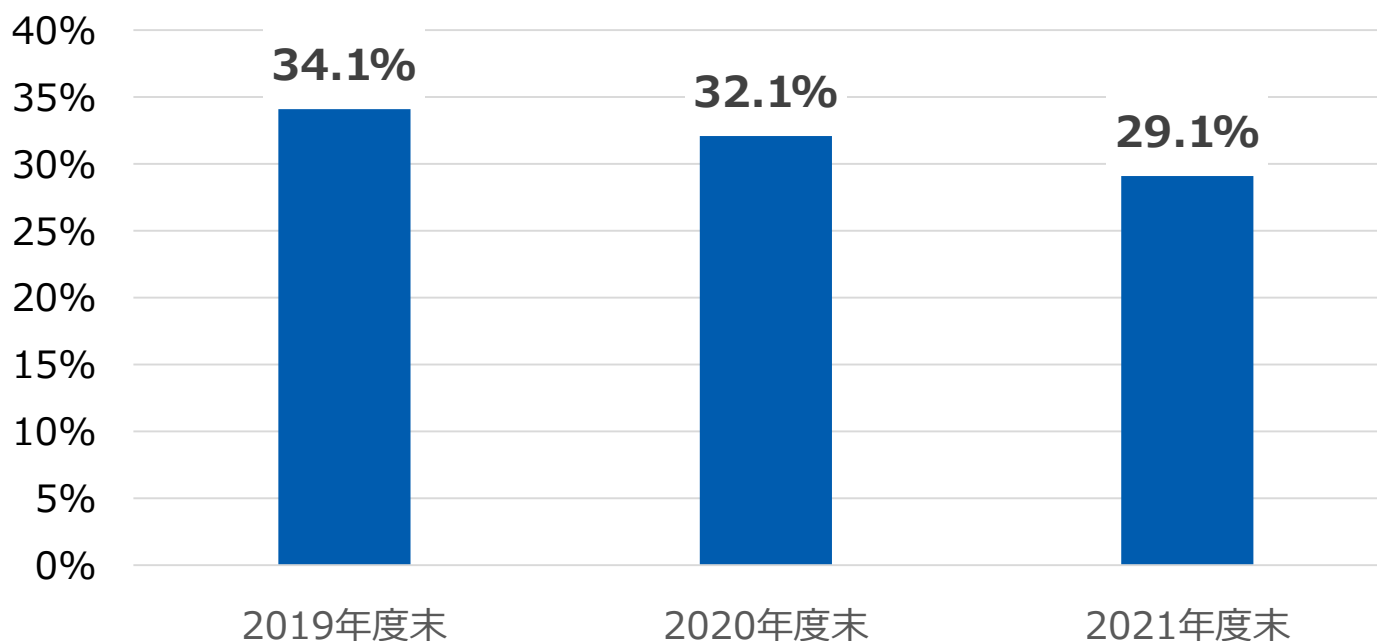
- 確定給付企業年金（DB）について、加入者の最善の利益を達成するため、**運用委託先の定期的な評価、必要に応じて運用力次第で委託先を変える**などの見直しを促進
- 小規模DBが**企業年金連合会の共同運用事業**を活用できるよう、**選択肢拡大を含め、事業の発展等**に向けた取組を促進
- 企業型確定拠出年金（DC）において、労使合意に基づき指定運用方法の投資性商品への変更や運用商品の商品構成の改善など**運用方法の適切な選択がなされるよう、指定運用方法や運用商品の構成等に係る情報の見える化**、継続投資教育、**取組事例の横展開**等の取組を促進
- 企業年金（DB・DC）について、厚生労働省が情報を集約・公表することも含めて、運用状況等を含む情報の**他社と比較できる見える化**を行う

→ 厚労省審議会等にて具体策を議論。「見える化」の具体策等については、次期年金制度改革に関する結論と併せて（本年末）結論を得る予定。



- 企業型DC加入者が指図する運用商品について、元本確保型（預貯金・保険）のみで運用している者の割合は依然として約3割に上る。

## 元本確保型（預貯金・保険）のみで運用している者の割合



(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料 (2022年3月末)」

## 成長資金の供給と運用対象の多様化、情報発信

---

## 成長資金の供給と運用対象の多様化

- **スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進**
  - ベンチャーキャピタル向けのプリンシプルの策定
  - 投資型クラウドファンディングに係る規制緩和
  - 非上場有価証券の流通を促進するための規制緩和 など
- **オルタナティブ投資やサステナブル投資などを含めた運用対象の多様化**
  - 投資信託への非上場株式の組入れを可能とする
  - 資産運用会社や有識者等の多様な関係者による対話の場である、「サステナビリティ投資商品の充実にに向けたダイアログ」を開催 など

## 対外情報発信・コミュニケーションの強化

- 世界の投資家等と対話を行い、ニーズを把握し、これに沿った形で資産運用業の改革を進めていくため、内外の資産運用会社を中心に、関係事業者や投資家等と連携しつつ、**資産運用フォーラム**を立ち上げ。そのための**準備委員会を2023年内に設立**。

- 新しい資本主義の下、我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金が投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで、更なる投資や消費に繋がる、**成長と分配の好循環**を実現していくことが重要。
- このため、日本政府は、**資産運用立国の実現に向けて、資産運用業とアセットオーナーシップの改革の実施や、資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進等に取り組んでおり、2023年12月に「資産運用立国実現プラン」を公表。**
- 引き続き、プランの施策を内外の関係事業者や投資家のニーズに沿った形で進めるための**関係者との対話や、日本市場の魅力等に関する情報発信**を行っていくことが重要。



- 内外の関係事業者や投資家等と連携しつつ、**資産運用フォーラムを立ち上げる**こととし、そのための**準備委員会を2023年12月に設立。**
- 今後準備委員会において、フォーラムの活動内容（グローバルなイベント開催等）等を検討の上、フォーラムを立上げ。

2024年1月24日

令和6年1月24日

各 位

各 位

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人投資信託協会

資産運用立国の実現に向けた今後の進め方について

資産運用立国の実現に向けた今後の進め方について

当協会と一般社団法人投資信託協会は、資産運用立国の実現に向けた様々な施策が示される中で、両協会会員の総意で採択した「資産運用業宣言 2020」で掲げた資産運用会社の社会的使命や目指すべき姿を実現し、国民の皆様の資産形成に貢献するため、両協会の統合を軸に検討を始めることとしました。

以 上

本会と一般社団法人日本投資顧問業協会は、資産運用立国の実現に向けた様々な施策が示される中で、両協会会員の総意で採択した「資産運用業宣言 2020」で掲げた資産運用会社の社会的使命や目指すべき姿を実現し、国民の皆様の資産形成に貢献するため、両協会の統合を軸に検討を始めることとしました。

以 上

## GX投資を含むサステナブルファイナンス推進に向けた取組み

---

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(2022年6月)では、国際公約の達成と、わが国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向け、**今後10年間に官民協調で150兆円規模のグリーン・トランスフォーメーション（GX）投資を実現**することとしている。
- 2023年2月には、「**GX実現に向けた基本方針**」を閣議決定し、「GX実行会議」における議論を踏まえ、今後10年を見据えた取組みの方針を取りまとめ。2023年5月には関連法案が国会で成立し、同年7月には「**脱炭素成長型経済構造移行推進戦略**」（GX推進戦略）が閣議決定された。

## 150兆円超の官民GX投資実現等に向けた主な施策

### GX経済移行債を活用した大胆な先行投資支援

- GX経済移行債を創設し(国際標準に準拠した新たな形での発行も目指す)、今後10年間に20兆円規模の大胆な先行投資支援を実施
- 産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野等を対象とし、規制・制度措置と一体的に実施

### 新たな金融手法の活用

- 「GX推進機構」がGX技術の社会実装段階におけるリスク補完策（債務保証等）を実施
- トランジション・ファイナンスへの国際的な理解醸成へ向けた取組の強化
- 気候変動情報開示も含めた、サステナブルファイナンス推進のための環境整備

### 成長志向型カーボンプライシング(CP)によるGX投資インセンティブ

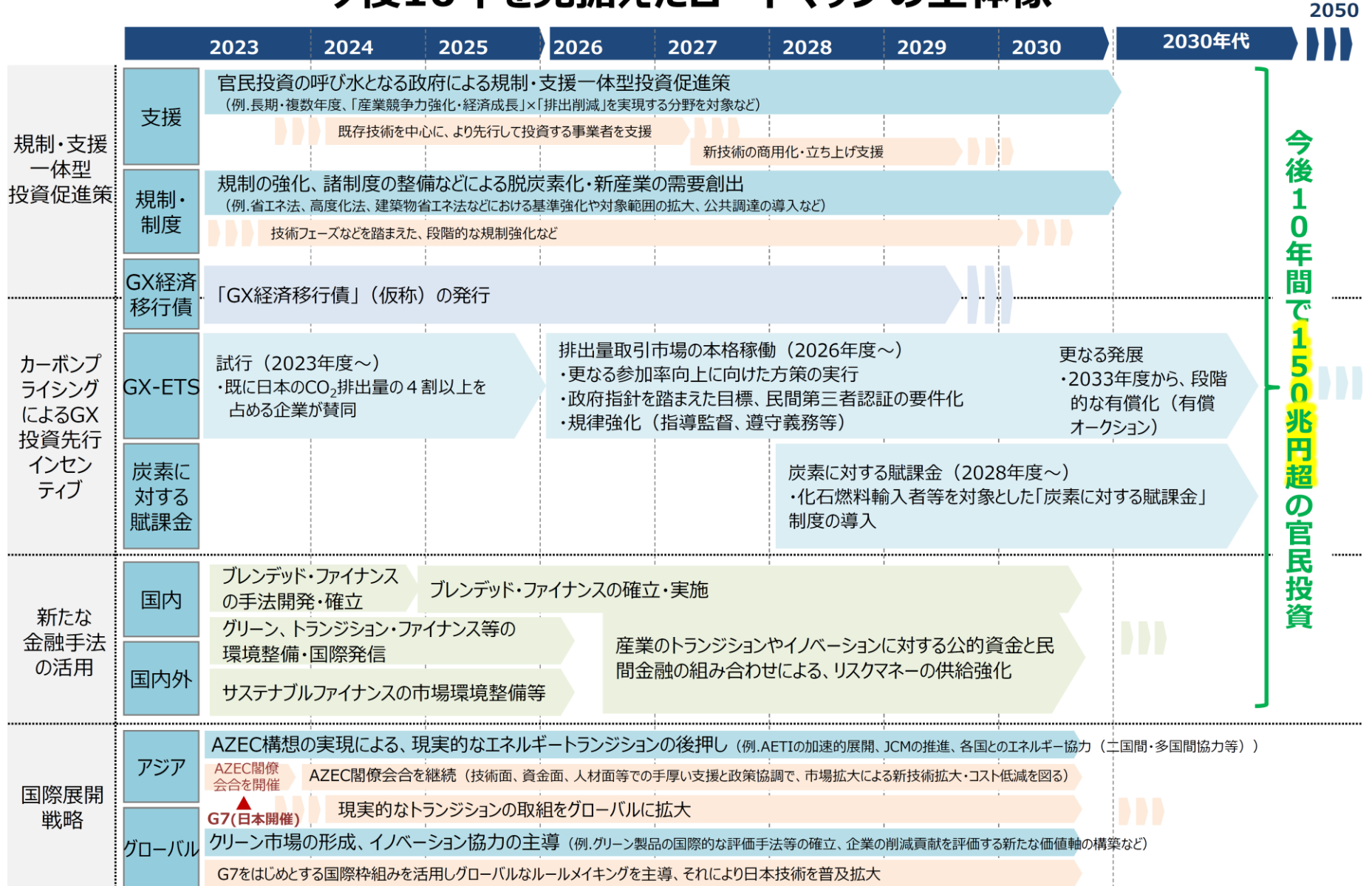
- 炭素排出に値付けし、GX関連製品・事業の付加価値を向上させる。例えば、
  - 「排出量取引制度」の本格稼働(2026年度～)
  - 発電事業者にEU等と同等の「有償オークション」を段階的に導入(2033年度～)
  - 化石燃料輸入事業者等に「炭素に対する賦課金」制度の導入(2028年度～)

### 国際展開・公正な移行・中小企業等のGX

- アジア・ゼロエミッション共同体構想を実現し、アジアのGXを後押し
- 円滑な労働移動を推進
- 脱炭素製品等の需要を喚起
- 中小企業を含むサプライチェーン全体の取組を推進



## 今後10年を見据えたロードマップの全体像

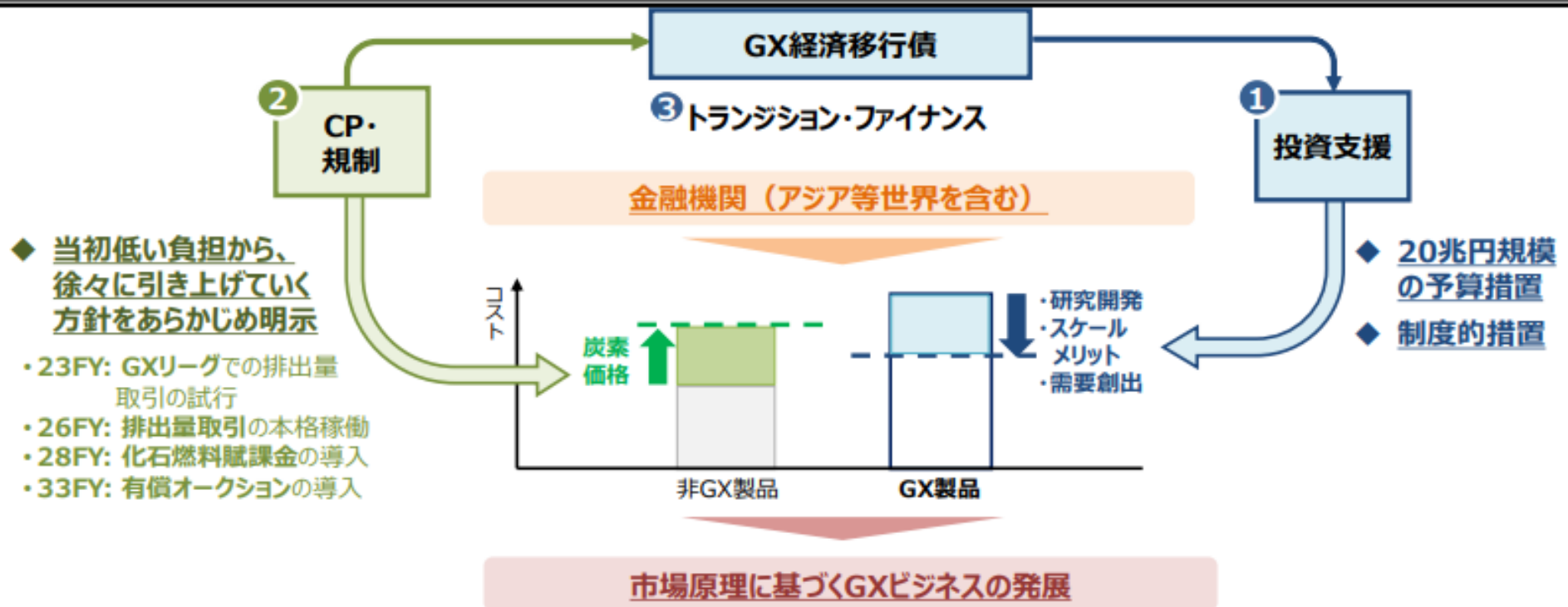


今後10年間で150兆円超の官民投資



■ 「成長志向型カーボンプライシング構想」の実践により、今後10年間で150兆円超の官民GX投資を実現

- ① 20兆円規模の大胆な先行投資支援
- ② **カーボンプライシング (CP)** の導入 (化石燃料賦課金と、発電事業者への有償オークション等)  
 企業がGXに取り組む期間を設けた上で導入し、徐々に引き上げていく方針をあらかじめ明示  
 ⇒ 早期にGXに取り組むほど将来の負担が軽くなる仕組みとすることで、意欲ある企業のGX投資を引き出す
- ③ 新たな金融手法の活用
  - ・ 「GX経済移行債」の発行を含めたトランジション・ファイナンスの推進 (G7コミュニケにも明記)
  - ⇒ **世界の排出量の過半を占めるアジア**におけるGXの推進



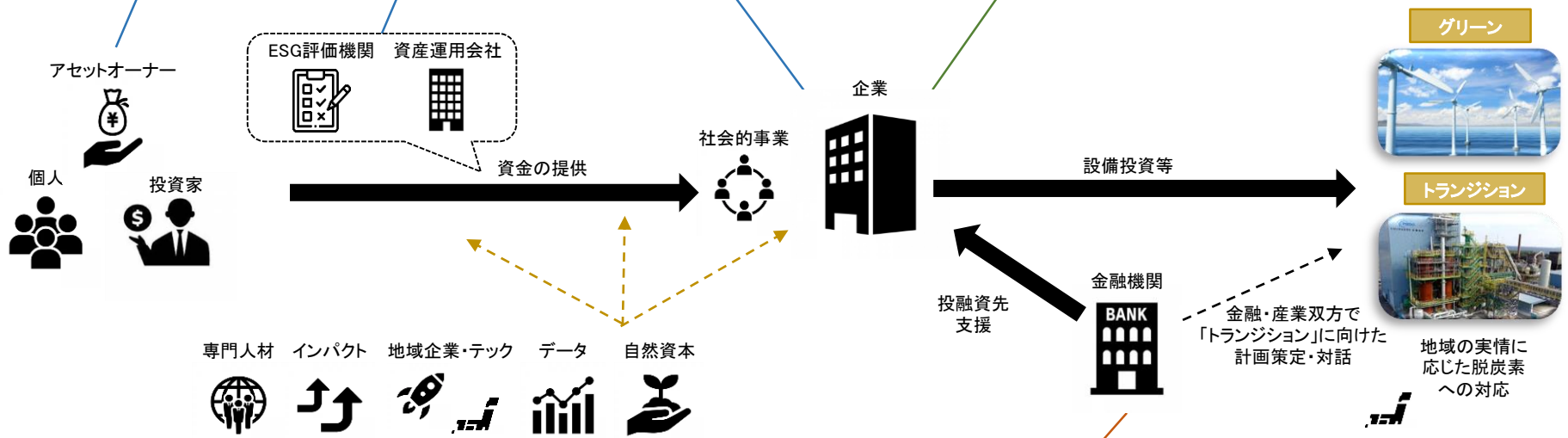
- 金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議」では、**新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進**を図る施策につき継続的に議論を進めている。2023年6月には、直近1年間の施策の状況と今後の課題・施策を以下のとおり「有識者会議報告書」として取りまとめ、公表

## (2) 市場機能の発揮

- 排出量等の企業データの策定を支援し、**プラットフォーム等を通じた企業データの集約・提供を推進**。併せて、専門的な**気候変動関連の気象データ等の利活用推進**に向け環境を整備
- **アセットオーナー・アセットマネージャーのESG投資等の知見共有・対話と有効性を向上**
- 監督指針を改正し**ESG投信の検証項目を明確化**（2023年3月）、個人が投資し易いESG投信を拡充
- ESG評価機関の**行動規範を最終化**（2022年12月）、2023年6月末時点の賛同状況を取りまとめ
- **カーボンプレジットの取引拡大**に向けた市場整備・クレジット創出支援を推進

## (1) 企業開示の充実

- ISSBの**サステナビリティ開示基準等の国際的議論に積極的に参画**し、官民連携してわが国の意見を集約・発信
- **サステナビリティ情報の記載欄を2023年3月期決算より新設**。更に、SSBJで策定が予定されている**開示基準の法定開示への取り込みを検討**。併せて、サステナビリティ情報に関する**開示の好事例の収集・公表や保証のあり方を検討**



## (4) その他の横断的課題

- 基本的指針案の公表（2023年6月）、コンソーシアムを通じた知見の共有など、**インパクト投資を推進**
- **地域における気候変動対応**を推進（協議会の設置支援、データ整備等）
- 自然資本（**生物多様性**）について議論
- 業界団体・大学・民間事業者等との連携強化を通じ**人材育成**を推進

## (3) 金融機関の投融資先支援とリスク管理

- 国際的な議論等の進展を踏まえ、**シナリオ分析の手法・枠組みを継続的に改善**
- ネットゼロを目指す金融機関向けの**提言（ガイド）を策定**（2023年6月）。トランジション推進の**エンゲージメントを強化、サプライチェーンCO2排出量の見える化**を推進
- アジアGXコンソーシアム（仮称）を通じ**アジアでの脱炭素を推進**

有識者会議として、今後も随時、サステナブルファイナンスの施策の全体像・進捗状況等をフォローアップ・取りまとめ、発信

# サステナブルファイナンスの取組みの全体像（進捗と今後の取組）

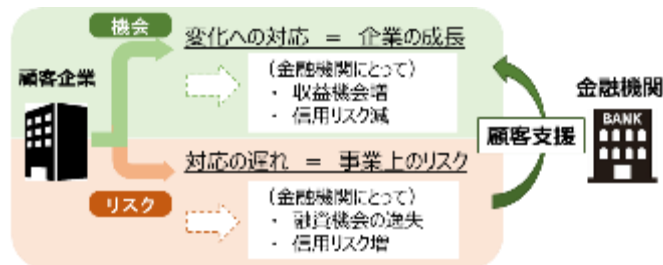
	2022年7月～2023年6月	2023年7月～12月	
開示の充実	有価証券報告書に気候変動対応や人的資本等のサステナビリティ情報の記載欄を新設し、23年3月期より適用開始	サステナビリティ基準委員会(SSBJ)で基準開発。併せて、サステナビリティ情報に関する開示の好事例の収集・公表を検討	
	国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)における基準開発等の国際的な議論に積極的に参画し、官民連携してわが国の意見を集約・発信 サステナビリティ情報の保証のあり方について、前提となる、開示基準の策定や国内外の動向を踏まえて議論		
市場機能の発揮	情報・データ 基盤整備	排出量等の企業データの策定を支援し、企業開示データをプラットフォーム等を通じ集約し、分かり易く提供 関係省庁と連携した事業会社との意見交換等を通じ、専門的な気候変動関連の気象データ等の利活用推進に向けた環境を整備	
	機関投資家	機関投資家が企業の持続可能性の向上に向けた取組みに着目し、受託資産の価値向上を図っていくための課題を把握。各機関投資家の特性も踏まえつつ、機関投資家におけるESG投資等の知見共有、対話の有効性向上に向けて議論	
	個人の 投資機会	監督指針を改正しESG投信の検証項目を明確化	個人が投資し易いESG投信の拡充や浸透について方策を検討
	ESG評価 データ機関	最終化された行動規範への賛同を呼びかけ。「ESG評価機関」について、23年6月末時点の賛同状況を取りまとめ	「ESGデータ提供機関」について、賛同を呼びかけ・取りまとめ各機関の開示状況等を踏まえた実効性確保のあり方を検討
	CC市場	カーボンプレジットにかかる金融業法上の整理、市場整備の実証実験等	取引拡大に向けた市場整備・クレジット創出支援を推進
金融機関の投融資先支援と リスク管理	シナリオ分析	シナリオ分析のパイロットエクササイズ結果公表(8月)	シナリオ分析の手法・枠組みの継続的な改善
	脱炭素	脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書として、ネットゼロに取り組む金融機関への提言(ガイド)を公表(6月)	トランジション推進の金融機関におけるエンゲージメント強化 本邦の経験を踏まえたトランジションの国際発信・浸透
	アジアGX		「アジアGXコンソーシアム」を立ち上げアジアのGXを推進
その他の横断的課題	インパクト	インパクト投資等に関する検討会の報告書を公表(6月)報告書で、インパクト投資の「基本的指針」案を提示	基本的指針案に係る多様な関係者との対話と基本的指針の最終化 インパクト投資の「コンソーシアム」を立ち上げ 官民金融機関、様々な企業、地域関係者等と連携した事例創出・共有
	地域脱炭素		地域金融機関や中堅・中小企業への支援を拡充・浸透
	生物多様性	生物多様性について国際的議論も踏まえ、金融への影響や金融の役割について議論	
	専門人材	「サステナブルファイナンススキルマップ」の公表、金融機関向け人材育成アンケート	業界団体・民間事業者等による資格・研修等や大学での実践的講義の推進等を通じた、実務的人材の育成 若年層を含む幅広い個人等へサステナブルファイナンスを浸透

- 金融庁の検査・監督基本方針(2018年6月29日公表)を踏まえ、分野別の考え方と進め方として、**金融機関の気候変動への対応についての金融庁の基本的な考え方(ガイダンス)**を整理し、2022年7月12日に公表。
- 本ガイダンスでは、顧客企業の気候変動対応の支援や気候関連リスクの管理に関する**金融庁と金融機関との対話の着眼点**や金融機関による**顧客企業の気候変動対応の支援の進め方**などを示している。
- 各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた**金融庁と金融機関の対話の材料**であり、金融機関に対し一律の対応を義務付ける性質のものではない。

## 気候変動対応に係る考え方・対話の着眼点

### 基本的な考え方

気候変動に関連する様々な環境変化に企業が直面する中、金融機関において、顧客企業の**気候変動対応を支援**することで、変化に強靱な事業基盤を構築し、**自身の持続可能な経営**につなげることが重要。



### 金融機関の態勢整備

- 気候変動対応に係る**戦略の策定・ガバナンスの構築**
- 気候変動が顧客企業や自らの経営にもたらす**機会及びリスクのフォワードルッキングな認識・評価**
- トランジションを含む**顧客企業の気候変動対応の支援**
- 気候変動に関連する**リスクへの対応**
- 開示等を通じた**ステークホルダーへの情報の提供** 等

## 金融機関による顧客企業の支援の進め方・参考事例

金融機関においては、気候変動に関する知見を高め、気候変動がもたらす技術や産業、自然環境の変化等が顧客企業へ与える影響を把握し、顧客企業の状況やニーズを踏まえ、例えば以下のような観点で支援を行うことが考えられる。

### コンサルティングやソリューションの提供

- (例)
- 顧客企業の温室効果ガス排出量の「見える化」の支援
  - エネルギーの効率化技術を有する顧客企業の紹介(顧客間のマッチング)

### 成長資金等の提供

- (例)
- 顧客企業のニーズに応じた、脱炭素化等の取組みを促す資金の提供(トランジション・ローン、グリーンローンなど)
  - 気候変動に対応する新たな技術や産業育成につながる成長資金のファンド等を通じた供給

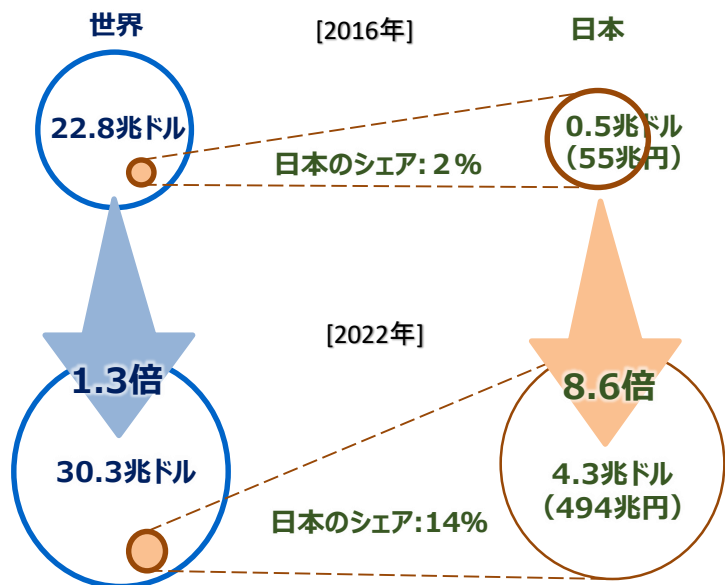
### 面的企業支援・関係者間の連携強化

- (例)
- 中核メーカーの対応も踏まえた、地域の関連サプライヤー企業群全体での戦略検討等の面的支援
  - 自治体や研究機関等との連携による地域全体での脱炭素化や資源活用の支援

# サステナブルファイナンスの現状

- 気候変動や格差、人口減少等の社会的課題への対応が急務となる中で、こうした**社会的課題の解決に資する資金やアドバイスを提供する金融（サステナブルファイナンス）**の重要性が高まっている。
- 特に脱炭素については、世界全体で**設備投資や技術開発に官民合わせて巨額の資金が必要（※）**とされており、**企業の取組みを支える民間金融の機能発揮**が欠かせない。  
 (※) 国際エネルギー機関 (IEA) は、2050年脱炭素の実現には、世界全体で、現在年間1兆ドルの投資を2030年までに4兆ドルに増やすことが必要と試算している。
- わが国でも、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、経済社会の脱炭素が加速する中で、**日本企業の取組みや強みが適切に評価され、内外の投資資金が円滑に供給されるための環境整備**が重要。

## 世界と日本のESG投資資金



(出所) 世界のESG投資額の統計を集計している国際団体であるGSIAの報告書より作成

## 国内企業等によるグリーンボンドの発行実績

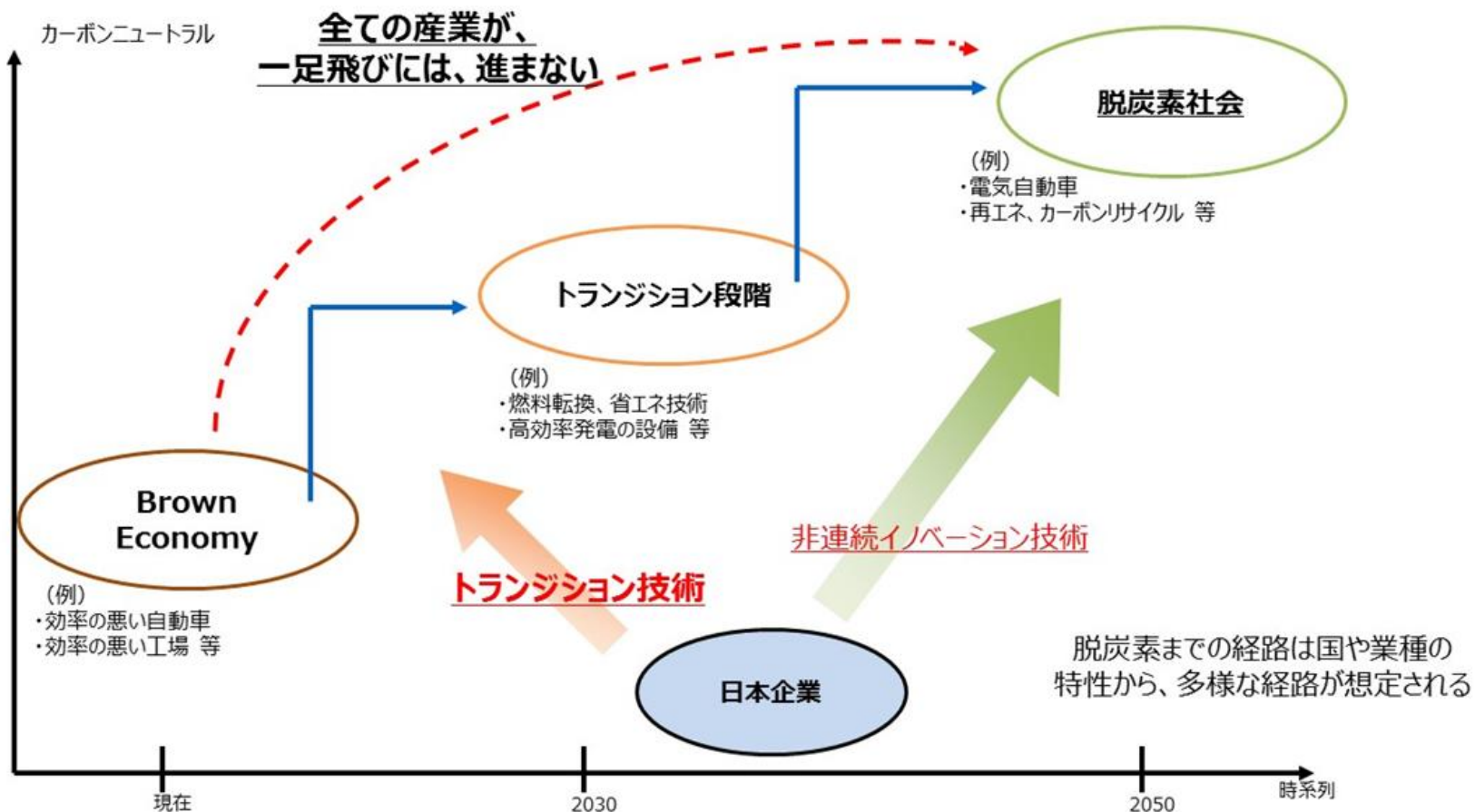


グリーンボンド：太陽光や風力発電など、「グリーン」とされるプロジェクトへの資金を調達するために発行される債券

(出所) グリーンファイナンスポータル (環境省) (2023年12月18日現在)

# トランジション・ファイナンス

- 脱炭素社会の実現には、直ちに脱炭素化が困難な産業・企業が、省エネやエネルギー転換などの「移行」を行うための資金供給を行う、「トランジション・ファイナンス」が重要。2021年5月、金融庁・環境省・経産省は、トランジションファイナンスの資金調達者のための「**クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針**」を策定。
- 多排出産業が脱炭素に向けた道筋を描くための**分野別のロードマップ**を策定。



- グリーンか、否かの2元論で整理するE Uタクソノミーへの対応として、脱炭素に向けた省エネやエネルギー転換などの「移行」に焦点を当て、そこに資金供給を促す、「**トランジション・ファイナンス**」を推進。
- 2020年12月公表の国際原則（ICMAハンドブック）を踏まえて、金融庁・環境省・経産省で、**トランジション・ボンドやトランジション・ローンとラベリングするための「基本指針」を2021年5月に策定。**



多排出産業が脱炭素に向けた道筋を描くための分野別のロードマップを策定。また、トランジション・ファイナンスの信頼性と実効性を向上することを目的とした「フォローアップガイダンス」を2023年6月に公表。



グリーンファイナンス、サステナビリティ・リンク・ボンド/ローンに関する国内向けガイドライン

グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン / グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン (トランジション・ファイナンス基本指針に特段記載していない資金調達プロセスや個別商品に関するガイドライン)

トランジション・ファイナンスに関する国内向け指針

クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針 (トランジションの4要素：①戦略とガバナンス、②マテリアリティ、③科学的根拠、④透明性)

組成

調達

調達後

GHG多排出産業のカーボンニュートラル実現に向けた具体的な移行の道筋を示す参考資料

分野別技術ロードマップ

トランジション・ファイナンスにかかるフォローアップガイダンス

(出所) 「トランジション・ファイナンスにかかるフォローアップガイダンス 概要」(2023年6月)

# クライメート・トランジション・ボンドの発行

- GX経済移行債については、世界初の国によるトランジション・ボンド（個別銘柄）の発行に向けて、2023年11月にフレームワークを策定・国際基準に合致する旨の承認を取得。
- 今後、官民で協力して国内外の投資家へIR等を実施※の上で、2024年2月に初回発行（5年債・10年債、計1.6兆円）。

※ESG分野で知見・実績を有する証券会社7社を「GX国債マーケティング・サポーター」とすることを決定。

## 初回発行について

クライメート・トランジション利付国庫債券の令和5年度内（令和6年3月末まで）の入札発行については以下のとおりとする。

入札日	年限	入札額
2月14日	10年債	8,000億円程度
2月27日	5年債	8,000億円程度

➡計1.6兆円を来年2月に発行

## 初回発行に向けたスケジュール

